

平成 26 年 5 月 31 日

松山赤十字病院の即時敷地内禁煙化のお願い

松山赤十字病院院長 横田英介様

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

会長 豊田茂樹

上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920 番地

電話 0892-56-0908

謹啓、24 時間体制で、県民の健康を守り続ける松山赤十字病院に、心より感謝をいたしております。しかし、その輝かしい業績の一方で、未だに敷地内禁煙が実施されない現状は、甚だ遺憾であります。5 月 31 日の世界禁煙デーにあたりまして、下記の理由により、高い健康意識の意思表示として、新病院の完成に合わせるのではなく即時敷地内禁煙化を要望いたします。

記

松山赤十字病院に対し 即時敷地内禁煙を要望する理由は、以下の 4 点であります。

1. 県民の健康と命を守る日本の先進医療病院の殆どが、敷地内禁煙です。
2. 健康増進法にて、医療機関は受動喫煙防止策をとる義務があります。貴院は駐車場近くに喫煙所を設置したり、内庭に灰皿を置いており、受動喫煙被害で訴えられる可能性があります。
3. 心筋梗塞や脳卒中等、救急で運ばれる多くの疾患原因がタバコであるにもかかわらず、喫煙所を設置したままであります。病院としての評判に関係しています。
4. 医療従事者の喫煙率の低下は、患者の喫煙率の低下につながります。敷地内を禁煙にすることは、広く市民の健康を守ることとなります。また早期に禁煙外来を設置していただきたいと存じます。

敬白

【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

たばこ規制枠組条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html